

脳活サークル 5 月度活動報告 「幸せを呼ぶ終活について」

講師： 行政書士 磯村 修世氏

重要な終活は3つある。介護と相続と葬儀です。相続と葬儀は事前準備が必要です。

相続は「遺言書」が必要で、夫婦別々に書くことが大切。遺言書には自筆証書と公正証書があり、自筆証書は「検認」という作業を家庭裁判所で行う必要がある。

遺言書がないケースでもめるのは、不動産の分配と売却などの処理、負の遺産の処理などで、クレームをつけるのは実子ではなく、その連れ合いが多いとのことであった。



*相続税の基礎控除は

3000 万+ (600 万×相続人数) : 2 人では 4200 万、3 人では 4800 万という計算になる

*マイナス財産として①葬儀費用②お布施（メモでも良い）なども含めてよい

*不動産の評価 土地：路線価 建物：固定資産税評価額そのもの

*預貯金：死亡日現在の残高：亡くなる 3 年前まで 50 万以上の出費を税務署員がチェックする
孫関係は入らない

